

1. はじめに

2013年にいじめ防止対策推進法が施行され、学校や学校設置者にはいじめの防止、早期発見、適切な対応を行う法的責任が明確に課せられた。しかし、実際には対応の遅れや不適切な対応が繰り返されている。本発表では、学校現場におけるいじめ対応の法的責任を確認するとともに、実践的課題を整理し、学校や学校設置者の対応をゲーム的構造として分析することで、今後の改善策を提言する。

2. 学校や学校設置者の法的責任

いじめ防止対策推進法は、学校が児童生徒からの相談を受けた場合、事実確認を速やかに行い、学校設置者への報告を義務付けている。また、いじめが確認された場合、専門家と協力し、継続的な支援・指導を実施することを求めている。しかし、新聞報道（2022年4月～2023年3月）によれば、重大事態とされる案件の55%で何らかの対応の課題が見られる。特に、「対応の遅れ」「組織的対応の不備」「いじめ認知の遅れ」等が指摘されており、法的責任を十分に果たせていない現状がある。こうした不適切な対応は、いじめ被害を受けた児童生徒に対して、深刻な二次被害としての強い苦痛を生じさせている。

3. 学校におけるいじめ対応の実践的課題

(1) いじめの認知と初期対応

いじめ発見のきっかけの多くは、アンケート調査、本人からの訴え、本人の保護者からの訴えが多く、これらで約80%を占める。教員がいじめ行為を見つけられる場合は限定されており、本人等からの相談がなされやすいことが重要である。

相談がなされるようにするには、アンケート、日誌・ノート、個別面談等、相談がなされる機会を設けることや、学級担任、学年主任、養護教諭、教育相談主任等へのメールフォームでの連絡ルートを設けておくことが重要である。また、相談があった場合に教員が申立者の意思を尊重しつつ迅速かつ丁寧に対応してくれることで信頼を得られ、その後の相談のしやすさにつながると考えられる。ストレスチェックテストの活用も有効である。

組織での対応においても、生徒指導主事が毎日各学級担任にその日の学級の様子を聞いてまわる等、相談がなされやすい仕組みを設けることが重要である。そして、相談がなされた場合、それを迷惑がらず、速やかに組織的対応につなげてもらえるという信頼感が重要である。

(2) いじめへの対処

法では、事実の確認と支援・指導が義務付けられている。

被害者やその保護者の話を丁寧に聞くことが重要である。そのためにも、相談があればすぐに時間をとって話を聞く機会を設けること、話を聞いた後にはすぐに組織的対応ができるようにすることが重要である。この過程で遅滞が生じると、被害者やその保護者は学校に対する強い不信を抱きやすく、そうした不信の払拭は困難であるため、その後の対処が非常に困難となる。

性急に謝罪の機会を設けることには注意が必要である。被害者が受け入れるにはそれなりの準備が必要であり、準備が不足した中で謝罪がなされ、済んだことにされたという印象が生じると、被害者

に新たな苦痛が生じかねない。性急な謝罪を求めることは、加害者側にも不満や反発を残しかねず、再発防止を難しくする。

(3) いじめ予防

児童生徒が他の児童生徒に対して悪感情を抱き、攻撃したくなる可能性を想定する必要がある。そうした悪感情を抱いたときに、攻撃以外の方法（アサーション、ストレスマネジメント等）をとれるようにすることと、攻撃をしたくても環境が攻撃を抑止できるようにすること（攻撃を許さない学級風土）が重要である。いじめかどうかは判然としないような攻撃（「いじり」、誰のことかを明示しない悪口等）についても、こうした攻撃を許さない学級風土が必要である。

攻撃的な行動を許容しない学級風土の醸成のためには、いじめかどうかは判然としない事例を端的に示し、学級でじっくりとした話し合いができる教材（いじめについての漫画教材プロジェクト“Changers”等）の活用が有効と考えられる。

4. ゲーム的構造としてのいじめ対応

学校や学校設置者のいじめへの対応をある種のゲームとみなした場合、不適切な対応をとる学校や学校設置者は、法的に求められる対応（「ゲームⅠ」とする。）とは異なるゲーム（「ゲームⅡ」とする。）をプレイしていると言することができる。二つのゲームは次のように対比できる。

特徴	ゲームⅠ(法令遵守)	ゲームⅡ(問題縮小)
目的	法令・ガイドラインに則った適切な対応	問題をできるだけ小さく抑える、早期解決
行動原理	法規の遵守、被害者の保護、加害者の指導・再発防止	関係者の負担軽減、事態の深刻化回避、早期幕引き
いじめの認知	法に基づき、行為と被害者の苦痛をもって判断	可能な限り否定または「児童生徒間のトラブル」として扱おうとする
組織的対応	複数教職員による組織的な事実確認、支援、指導	関係者を増やさない、会議等の開催を避ける
重大事態対応	法に基づき、組織を設け調査し、設置者へ報告	重大事態としての認定を遅らせる、報告を遅らせる、回避しようとする
被害者支援	被害者の意向を尊重し、継続的な支援を行う	早期の謝罪のみで問題を解決したとみなし、被害者の心情への配慮が不足し、被害感情が長期化する可能性
法的根拠	いじめ防止対策推進法、文部科学省の基本方針・ガイドライン	法規に反する可能性が高い、暗黙の了解に基づいた行動
結果	いじめの解決と再発防止、被害者の安心できる学校環境	被害者の苦痛の長期化、二次被害の発生、学校・教育委員会への不信任

ゲームⅡをプレイしている学校や学校設置者がどうすればゲームⅠをプレイできるようになるかが課題である。このためには、ゲームⅠの具体的なプレイ方法を明確に示すことやゲームⅡの深刻な問題を多数者が認識できるようにすることが必要と考えられる。このための一つの方法として、発表者らは教員研修用のカードゲームの開発を行っている。

（参考）

藤川大祐（2021）、「いじめに対応できる学校」づくり、ぎょうせい

藤川大祐（2025）、学校や学校設置者によるいじめ対応のゲーム的構造、千葉大学教育学部研究紀要、73、175-182